

大分県消防操法大会実施要領

(小型ポンプ操法)

目次

1	小型ポンプ各部の名称	1	(11) 終了報告	31
2	機材のセッティング（ポンプ車）	2	(12) 解散	32
3	ポンプ車操法の待機位置等	3	5 延長体系図	33
4	ポンプ車操法実施要領	4		
(1)	待機準備	4		
(2)	待機	4		
(3)	点呼	4		
(4)	開始報告	5		
(5)	想定付与	5		
(6)	第1線延長	6		
	指揮者	6		
	1番員	10		
	2番員	15		
	3番員	18		
(7)	放水中止	22		
	指揮者	22		
	1番員	23		
	2番員	24		
	3番員	26		
(8)	収納	27		
	指揮者	27		
	1番員	28		
	2番員	29		
	3番員	30		
(9)	身体、服装の点検	30		
(10)	点検報告	31		

1 小型ポンプ各部の名称

積載品			
ホース (65mm×20m 以上)	3本	枕木	1個
吸管 (75mm×6m 以上)	1本	とび口 (1.5m 以上)	1本
筒先 (23型以下の噴霧ノズル付)	1本	吸管ひかえ綱 (10mm×8m 以上)	1本

(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)

⑧ 吸管制綱の余剰部分の処理については、規定しない。長さの計測は、行わないこととする。

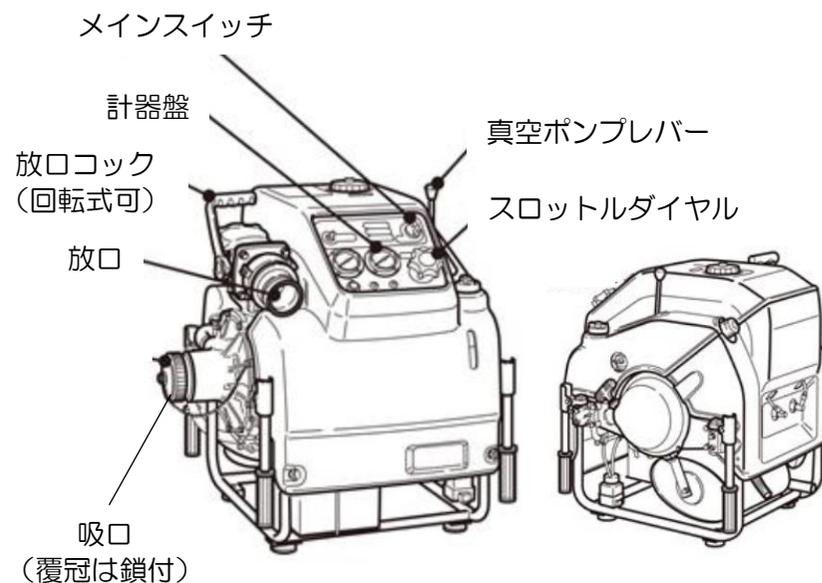
⑩ 控綱の末端の取り付け位置は籐かご付近でよい。

(1 統一事項(4)小型ポンプに関する事項)

① 控綱を縛着する場所のないポンプは、フックを取り付けてもよい。

(2 審査細目(3)小型ポンプに関する事項)

⑦ 操法に使用する機械器具の不要な工作やぎ装をしてはならない。
(総合審査で評価)



2 機材のセッティング (小型ポンプ)

- (1) 小型ポンプ等の配置は、次の3小型ポンプ操法の待機位置等のとおりとする。
- (2) 各機材 (ホース、吸管、とび口、枕木) の設定については、放口の延長線上に中心が来るように設定する。
- (3) 吸管バンドは、市販品 (マジックバンドは不可) なら使用してもよい。

(1 統一事項(4)小型ポンプに関する事項)

- ③ 吸管バンドは市販されているバンドとする。(マジックバンドは不可)

- (4) 吸管バンドの吸管への取付けは、内向き外向きは問わない。

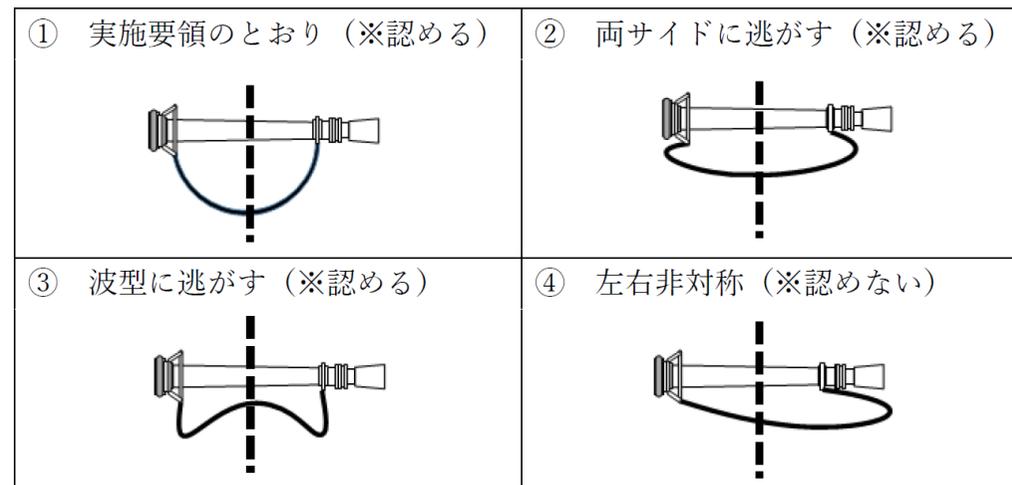
(1 統一事項(4)小型ポンプに関する事項)

- ④ ベルト式の吸管バンドはベルト通しから三角部分が出ていればよい。

- (5) とび先の向きは定位図のとおり左向きに置く。
- (6) 筒先の背負いバンドは、原則小型ポンプ操法の待機位置等のとおりとするが、出場隊によって長さが異なることから、左右対称であれば形状は問わないものとする。
なお、設定例は図のとおり。

- (7) 輪ゴムを使用せず、控綱を束ねて結着のみで籐かごに取り付けてもよい。(ポンプ車操法と同じ)

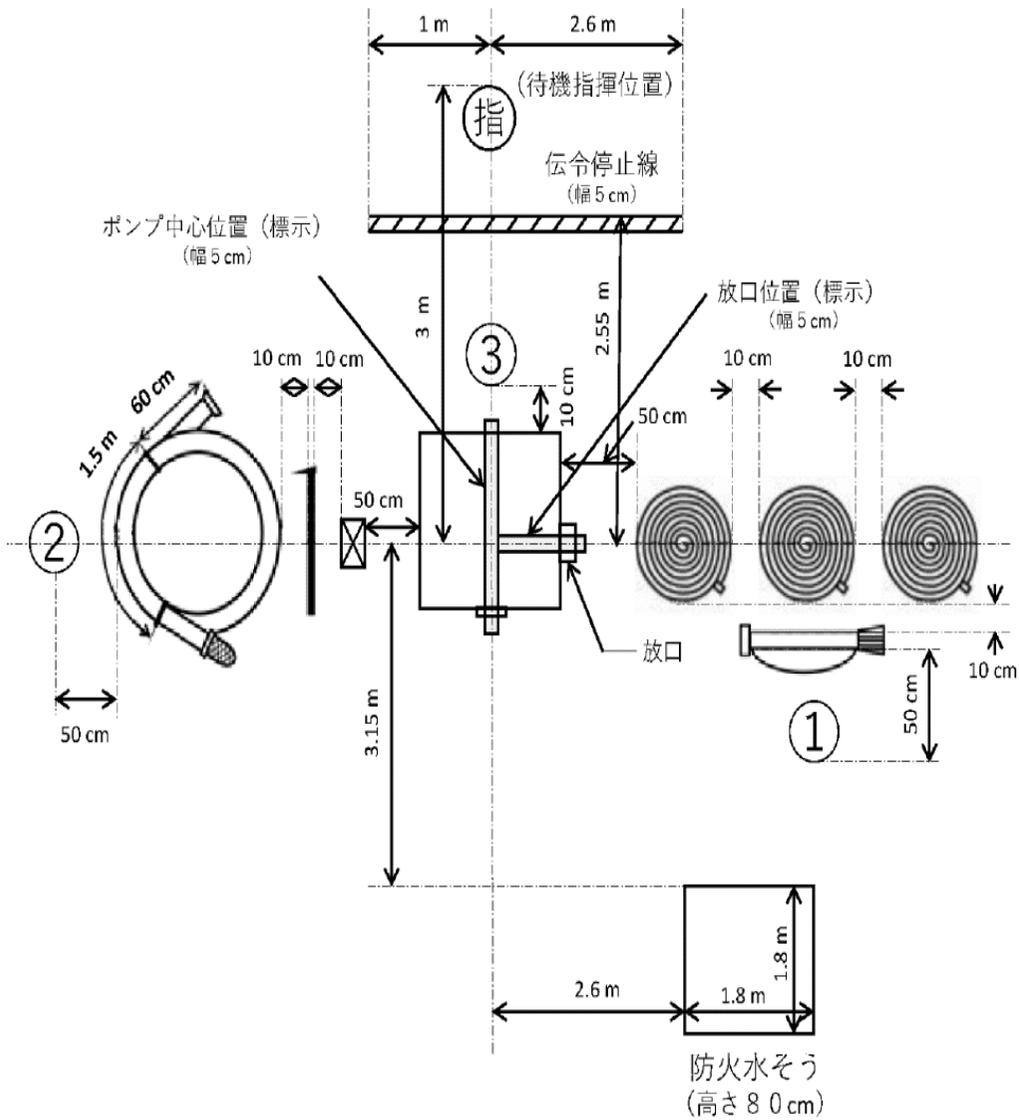
図 背負いバンドの設定例



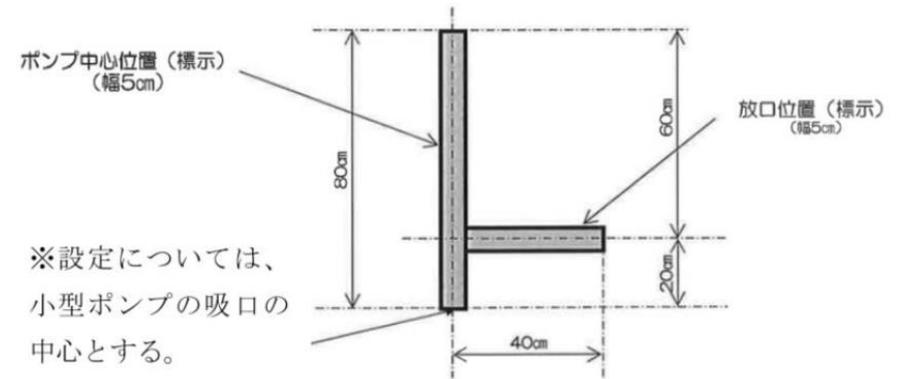
その他

- (1) 吸管控え綱の両端末処理は、テープ幅で1～2巻き程度の処理とする。
- (2) 控え綱を取り付ける輪ゴムは、2本まで使用してよい。また、輪ゴムが外れないための処理は、結束バンド等で1箇所のみとする。
- (3) とび口の中央部や下端部から10cm位置の目印等は付けてはならない。
- (4) ポンプのスロットルは最低速とし、自動揚水機能は切られた状態 (OFF) とする。
- (5) 運搬ハンドルの向きは問わない。

3 小型ポンプ操法の待機位置等



小型ポンプ位置標示



4 小型ポンプ操法実施要領

(1) 待機準備

実施要領		統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	審査班長の「出場準備」の合図で、待機指揮位置に移動し、ポンプ方向を向いて基本の姿勢となり、各隊員が整列休めの姿勢をとった後、回れ右を行う。		
各隊員	審査班長の「出場準備」の合図で、待機位置に移動する。		

(2) 待機

実施要領		統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	待機指揮位置で、火点方向を向いて整列休めの姿勢で待機する。		
各隊員	待機位置において火点方向を向いて整列休めの姿勢で待機する。		

(3) 点呼

実施要領		統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	合図により待機指揮位置で回れ右をし、各隊員に対して相対した後、「気をつけ」の号令をかけ隊員を基本の姿勢にし、「番号」と号令する。		(総合審査) ・操法要領遵守度 ④：号令の誤り 各隊員：呼称の不明確
各隊員	④の「番号」の号令で①から順次各自の番号を呼唱する。		

(4) 開始報告

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	待機指揮位置で回れ右をし、審査班長に拳手注目の敬礼を行い、「大分県〇市町村消防団ただいまから小型ポンプ操法を開始します。」と報告し、拳手注目の敬礼を行った後、回れ右をする。	(指導事項) • 拳手注目の敬礼を直る時機は、審査班長が手をおろした後とする。また、報告後の拳手注目の敬礼は、審査班長の「よし」の呼唱後に行う。	(総合審査) • 操法要領遵守度、士気 報告の誤り、不明確
各隊員	⑩の開始報告中は、基本の姿勢で待つ。		

(5) 想定付与

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	「火点は前方の標的、水利はポンプ右側後方防火水そう、手びろめによる二重巻ホース一線延長」		(総合審査) • 操法要領遵守度、士気 想定付与の誤り、不明確
各隊員	基本の姿勢で⑩の想定を受ける。		

(6) 第1線延長

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	<p>(1) 「操作始め」と号令する。</p> <p>(2) ホース延長 ③の「よし」の合図で半ば左に向きを変え（足を引きつけることなく）発進し、ホースの外側を通して筒先位置にいたり、折りひざの姿勢で筒先を取った後背負い、さらにホース（第3ホース）のめす金具部を右手で、左手はめす金具の反対側を保持し、めす金具が上部斜め前方になるように左肩に乗せ、めす金具部を左手に持ち替え、右手を下ろして立ち上がり、進行方向に向きを変えて発進し、第1、第2ホースの延長距離を考慮して火点に向かって前進し、第3ホース展張地点にいたり、</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項) ③ 筒先の取手等を持って走らない。</p>	<p>(2 審査細目(3)小型ポンプに関する事項) ② 指揮者の筒先を背負う位置は、筒先の「延長線」から左右の足が、完全に水利側に入っている位置とし、その際に膝及び肘等は火点側に出ても良いものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「筒先搬送要領不適」)</p> <p>(行動審査) ・ <u>号令の不明確、誤り</u> 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 ・ <u>③の呼唱前に行動開始</u> ③の呼唱前に向きを変えた場合 ・ <u>筒先搬送要領不適</u> 実施要領（共通事項）8(4)ア. 筒先を背負う要領参照【P6】 筒先を持って走った場合 ・ <u>第3ホース搬送要領不適</u> 実施要領（共通事項）8(4)オ. ホースの搬送要領参照。【P10】</p>

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	<p>左手（めす金具をもったまま）を下げるると同時に右手でめす金具部を持ち替え、左手でめす金具の反対側を保持し、めす金具が手前になるように肩からおろして地面に立て、展張する。</p>		<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3ホース搬送要領不適 実施要領（共通事項）8(4)キ. 第3ホースをおろす要領参照【P12】 第3ホース展張要領不適 実施要領（共通事項）8(4)ク. ホースの展張要領参照【P13】
	<p>次いで右手はおす金具を持ったまま左足を軸に身体を右回りに反転させ、おす金具を左足近くに置き、身体を起こして、筒先を第3ホースと結合して確認し、左手でプレイパイプ上部を持ち、右手で取手を握ると同時にホースから左足を離して（右足を軸）火点側へ1歩踏み込み、基本注水姿勢をとる。</p>		<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒先結合要領不適 身体を起こす前に筒先をおろす動作を行った場合 実施要領（共通事項）8(4)イ. 筒先をおろす要領参照【P7】 実施要領（共通事項）8(4)ウ. 筒先の結合要領参照【P8】 基本注水姿勢が要領と異なった場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	<p>①が第2ホースを延長し、第3ホースに結合して姿勢を正した時点で①に対し「放水始め」と呼唱し、①の復唱後、火点に向かっておおむね15メートル前進し、</p>	<p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 姿勢を正した時点とは、①が結合後、火点方向を向いて基本の姿勢となった時点とする。 	<p>(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>④ 筒先操作員が「放水始め」と合図し、伝令の復唱を確認する前に火点に向かって前進した場合は減点する。(「第3ホース延長要領不適」)</p> <p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 呼唱の不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 • 第3ホース延長要領不適 実施要領(共通事項)8(4)ス、第3ホースの延長要領参照【P18】
	<p>左上腕と腹部で筒先を抱え込み、折りひざ又は折りひざに準じた姿勢で、右手でホースをたぐり寄せ、これを右手で持って立つと同時に右足を1歩大きく踏み出し半円を描くようにひろげ、おおむね5メートルの余裕ホースをとり(後方におおむね1メートルの注水補助ができる場所をつくる。)基本注水姿勢をとる。</p>		<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 余裕ホース確保不適 実施要領(共通事項)8(4)ソ、余裕ホース配意要領参照【P20】 1メートルの直線部分が無かった場合 • 基本注水姿勢不適 実施要領(共通事項)8(4)タ、基本注水姿勢参照【P21】 • 筒先位置不適(停止線無視) 実施要領(共通事項)8(5)カ、【P28】 並びに小型ポンプ操法5延長体系図参照【P33】

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
	<p>次いで右手を筒先から離さないように滑らせながらプレイパイプの中央付近へ移動し、筒先を右腋下と右腕で完全に抱え、左手を筒先から離さず滑らせながらノズルを握り徐々に関き、ノズルを開いたならば左手を離さないように滑らせてプレイパイプ上部を握り、右手もプレイパイプを離さないように滑らせながら取手を握って標的に注水する。</p>		<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ノズル操作要領不適 実施要領(共通事項)8(4)チ、ノズル操作要領参照【P22】 注水姿勢不安定 実施要領(共通事項)8(4)タ、基本注水姿勢参照【P21】
指揮者	<p>(3) 筒先員交替</p> <p>①が注水部署にいたり「伝達終了」と合図したならば「筒先員交替」と号令し、①が左斜め前にいたり、筒先交替の態勢になったならば、左手をプレイパイプを離さないように滑らせながら取手の方向に一握り下げ、①が左手でプレイパイプ上部を握ったならば左足を斜め後方に半歩下げ、左手を離すと同時に取手は右手と腹部に確実に保持し、①が右手で取手を握り基本注水姿勢となって「よし」の合図で取手から右手を離し、右足を1歩後方に引き、後方に向きを変え、かけ足行進の要領で発進し①後方付近のホースをまたぎ火点指揮位置(①の斜め右前方おおむね3メートル)に火点に向かって停止し、火点の状況を監視する。</p>	<p>(1 統一事項(4)小型ポンプに関する事項)</p> <p>⑥ 筒先員交替の時機は標的を倒した後とする。</p> <p>⑦ 筒先員交替時、指揮者が左足を斜め後方に半歩下げるとなっているが、1番員の左足付近でもよい。</p> <p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>⑫ 指揮者の火点指揮位置の「①の斜め右前方、おおむね3メートル」とは、1番員の左右足位置に関係なく、斜め右前方、おおむね3メートルあればよい。</p> <p>⑬ 指揮者の火点状況監視・鎮圧状況監視は、目視でもよいものとする。</p>	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 号令の不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 交替要領不適 ①が筒先交替の態勢を取る前に左手を下げた場合 左手を下げる際、プレイパイプを離した場合 ①が「よし」と合図する前に右手を離した場合 指揮位置不適 伝令停止線右端延長線上に位置していた場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
1 番 員	<p>(1) ホース延長 ③の「よし」の合図により、筒先の元金具部の位置近くに左足を1歩踏み出し、第1ホースのめす金具部を右手で、めす金具の反対側を左手で持って展張に便利な位置に、ホースのめす金具が手前になるように地面に立て、展張し、おす金具近くを折って搬送ホースの近くに置き、右足をホースから離すと同時にめす金具を両手で持ち上げ左手でめす金具、右手はホースに持ち替え、おおむね2メートルの余裕ホースをとった後、めす金具を両手でもって放口に結合し確認する。</p>	<p>(1 統一事項(4)小型ポンプに関する事項) ② 1番員が、第1ホースを取るとき、ホースと管そうの間に足を入れてはいけない。</p> <p>(指導事項) ・実施要領（共通事項）8(5)エ。参照【P28】 ・おす金具近くを折って搬送に便利な位置に置きとは、展張されたホースの左右どちら側の位置でもよい。</p>	<p>(2 審査細目(3)小型ポンプに関する事項) ④ 1番員が第1ホースを展張に便利な位置に搬送するときは、ホースを持って後方を確認するものとし、この動作が適正に行われなかった場合は減点する。 （「第1ホース展張要領不適」）</p> <p>(行動審査) ・③の呼唱前に行動開始 ③の呼唱前に左足を踏み出した場合 ・第1ホース展張要領不適 実施要領（共通事項）8(4)ク。ホースの展張要領参照【P13】 おす金具をホースの上に折って置かなかった場合 ・余裕ホース確保不適／第1結合要領不適 実施要領（共通事項）8(4)ケ。第1ホースの結合要領参照【P14】</p>
	<p>つづいて折りひざ又は折りひざに準じた姿勢で第2ホースを左肩にかつぎ、第1ホースのおす金具を右手に持ち腰につけた後、展張ホースの左側に沿って延長し、火点に向かって前進する。第2結合実施場所にいたり、第1ホースのおす金具をその場に置き、第2ホースをめす金具が手前になるように肩からおろして地面に立て、</p>	<p>(指導事項) ・実施要領（共通事項）8(1)ウ。参照【P4】</p>	<p>(行動審査) ・余裕ホース確保不適 第2結合実施場所にいたった際、余裕ホースが無くなった場合 ・第1ホース延長要領不適 実施要領（共通事項）8(4)サ。第1ホースの延長要領参照【P16】 ・第2ホース搬送要領不適 実施要領（共通事項）8(4)オ。ホースの搬送要領参照【P10】</p>

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
1 番員	<p>展張し、第2ホースおす金具近くを折って搬送に便利な位置に置き、第1ホースと第2ホースを結合し確認する。次いで第2ホースのおす金具を右手に持ち、腰につけた後展張ホースの左側に沿って延長し、第3結合実施場所にいたり、第2ホースのおす金具をその場に置き、第2ホースと第3ホースを結合し、確認して火点の方向に向きを変え、右足を左足に引きつけて基本の姿勢をとる。(両足かかどが第3結合部より火点側になる。)</p>	<p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> おす金具近くを折って搬送に便利な位置に置きとは、展張されたホースの左右どちら側の位置でもよい。 	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2ホース展張要領不適 実施要領(共通事項)8(4)ク.ホースの展張要領参照【P13】 おす金具をホースの上に折って置かなかった場合 第2結合要領不適 実施要領(共通事項)8(4)コ.第2・3ホースの結合要領参照【P15】 第2ホース延長要領不適 実施要領(共通事項)8(4)シ.第2ホースの延長要領参照【P17】 第2結合部をひきずった場合 第3結合要領不適 実施要領(共通事項)8(4)コ.第2・3ホースの結合要領参照【P15】 両足かかどが水利側の場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
1 番 員	<p>つづいて③の「放水始め」を復唱し、回れ右をして（右足を引きつけることなく）発進し、延長ホースの左側に沿ってポンプ方向に前進する。</p> <p>経路説明図(1) 1・2番員の経路図（放水始め）</p> <p>The diagram shows a vertical hose system. At the top, a horizontal line with diagonal hatching represents the ceiling. A hose descends from this ceiling, passing through a '第3結合' (3rd joint) and a '第2結合' (2nd joint). At the bottom, the hose is connected to a '小型ポンプ' (small pump) labeled '③'. A blue arrow labeled '①' points downwards from the '第3結合' towards the pump, indicating the path of the 1st member. A horizontal line with a crossbar is shown to the left of the hose, representing the path of the 2nd member.</p>	<p>（1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項）</p> <p>② 伝令と復唱は、重複してはならない。（合図も含む）</p>	<p>（行動審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> 復唱の不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 ホース修正脱落 実施要領（共通事項）8(3)ウ. 参照【P5】 経路不適 経路説明図(1) 1・2番員の経路図（放水始め）に逸脱した場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
1 番 員	<p>(2) 放水開始の伝達 伝令停止線内の位置で③に相対して停止し、右手を垂直に上げて「放水始め」と③に伝達し、③が復唱の手を下ろした後右手をおろし、回れ右をして（右足を引きつけることなく）発進し延長ホースの左側に沿って④の1歩後方にいたり、（左足を1歩踏み出した姿勢）「伝達終り」と呼唱する。</p> <p>経路説明図(1) 1・2番員の経路図 (放水始め)</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>①⑥ 火点側余裕ホース修正に伴うホースの引きずりについては結合金具が移動しない範囲であればよい。</p> <p>②⑦ 伝令と復唱は、重複してはならない。（合図も含む）</p> <p>(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>②⑧ 注水後のホース修正は、注水補助をする場所を確保できていない場合やホースのよじれ等により著しく注水に支障がある場合に行い、競技の遅延につながるような不必要なホースの修正は行わないものとする。（総合審査で評価）</p> <p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 合図の不明確、誤り 右手が垂直ではなかった場合 • 伝達要領不適（始め） 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 ④より先、または、同時に右手を下ろした場合 • 伝達線外伝達 実施要領（共通事項）8(5)カ、参照【P28】 • 伝達要領不適（終り） 左足前でいたらなかった場合 • 経路不適 経路説明図(1) 1・2番員の経路図（放水始め）に逸脱した場合 	

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
1 番員	<p>つづいて⑤の「筒先員交替」の号令で⑤の左斜め前方にいたり⑤の左手付近に左手をそろえ、確実にプレイパイプ上部を握る。次いで右足を⑤の右足近くに1歩踏み込むと同時に右手で取手を確実に握り基本注水姿勢をとり「よし」と合図して交替する。</p>	<p>(1 統一事項(4)小型ポンプに関する事項) ⑧ 筒先員交替時、1番員が「右足を指揮者の右足近くに1歩踏み込むと同時に右手で取手を確実に握り」となっているが、取手を握るのが先になってもよい。</p>	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 交替要領不適 ⑤の左斜め前方に移動後、手を下ろさずにプレイパイプを握った場合 • 注水姿勢不安定 実施要領（共通事項）8(4)夕、基本注水姿勢参照【P21】 • 筒先位置不適（停止線無視） 実施要領（共通事項）8(5)力、【P28】 並びに小型ポンプ操法5延長体系図参照【P33】

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
2 番 員	<p>(1) 吸管操作 ③の「よし」の合図で右向けの要領で（足を引きつけることなく）吸管側に向きを変え吸管バンド取付部（ストレーナー側）に移動し、右足を立てた折りひざの姿勢で吸管バンドをはずし、ストレーナー部付近の吸管を両手で腰部まで持ち上げ③と協力して吸管がよじれないようにポンプ後方に伸長し、その場に置き、</p>		<p>(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項) ⑬ 吸管伸長時に、吸管が地面に接した場合は減点する。(「吸管伸長操作不適」)</p> <p>(2 審査細目(3)小型ポンプに関する事項) ⑥ 吸管バンドの取り外しは、確実にするものとし、取り外したバンドが吸管上に残ったままで、吸管操作をおこなった場合は減点する。(「吸管伸長操作不適」)</p> <p>(行動審査) ・③の呼唱前に行動開始 ③の呼唱前に向きを変えた場合 ・吸管伸長操作不適 折りひざの姿勢ではなかった場合 吸管を両手で腰部まで持ち上げなかった場合</p>
	<p>ポンプ方向に向きを変えて発進し③の2歩後方の位置にいたり、吸管をまたいで両手で吸管を持ち、両足のふくらはぎで吸管をはさみ（両足かかとを接する。）左手は吸管の下を、右手は吸管の上を持って③の吸管結合の補助を行い、③の「よし」の合図で両手両足を吸管から離し、左足を軸に右足で吸管をまたぎながらストレーナー方向に向きをかえて発進し、ストレーナー付近の吸管左側にいたり、右手は下から、左手は上から吸管を左腰部に持ち上げ、ストレーナー側に重心をかけ、</p>		<p>(2 審査細目(3)小型ポンプに関する事項) ⑥ 吸管バンドを踏みつけた場合は減点する。(「踏みつけ」)</p> <p>(行動審査) ・吸管投入操作不適 両足かかとはが接していなかった場合 手の持ち方が異なっていた場合 吸管を左腰部に持ち上げなかった場合 ストレーナー側に重心をかけなかった場合</p>

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
2 番 員	<p>③の「よし」の合図で③と歩調を合わせて、左足から2歩半で吸管投入に便利な位置まで進み、吸管をその場に置き、右足を立てた折りひざの姿勢で吸管控綱をとりはずして（控綱を固定しておく輪ゴムはそのまま籐かご又は吸管に付けたままとする。）右脇に置き、右手で控綱の根本と末端を持ち、左手で吸管を持って立ち上がり「よし」と呼唱して右足を半歩前に踏み出し、③の協力で吸管を水利に投入する。</p>		<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 吸管投入操作不適 実施要領（共通事項）8(4)テ、ストレーナー側吸管搬送・投入要領参照【P24】
	<p>つづいて吸管控綱の末端を右手で持ってポンプ方向に向きをかえて発進し吸管的の左側に沿ってポンプ後部にいたり左足を立てた折りひざの姿勢で吸管控綱をポンプの一部にもやい結び及び半結びで結着（末端を10センチメートルほど残す。）した後、立ち上がり枕木の位置にいたり折りひざの姿勢で、枕木を持ち、吸管投入位置に向きを変え、かけ足行進の要領で発進し、枕木取付位置にいたり枕木を吸管の下に敷き、バンドを取り付ける。</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 控綱が何かにひっかかったり、結びが出来てしまった場合は、担当の番員が修正する。 ⑫ 枕木に吸管と控綱を一緒に取り付けないこと。 	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 控綱結着不適 異なる結着（末端の長さ含む）となっていた場合 ひっかかりや結びをそのままとした場合 • 枕木取付け不適 控綱を一緒に取り付けた場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
2 番 員	<p>(2) とび口搬送及び部署要領</p> <p>枕木取付け後、とび口方向に向きを変えてかけ足行進の要領で発進し、とび口右側にいたり、折りひざの姿勢でとび口柄中央部を左手に持ち、立ち上がると同時に左腋下に抱え、かけ足行進の要領で発進し、延長ホースの左側に沿って最短距離で破壊地点にいたり、左手で柄の中央部を、右手で柄の後部（後端からおおむね 10センチメートルを残した位置）を持ってとび口を構える。</p> <p>経路説明図(1) 1・2番員の経路図 (放水始め)</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>㊸ とび口を地面に置く時や地面から拾い上げる時は両手(交差してもかまわない)で行う。</p> <p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 破壊地点については、実施要領 8(5)キ.【P28】並びに小型ポンプ操法 5. 延長体系図参照【P33】 	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> とび口搬送要領不適 折りひざの姿勢でなかった場合 両手で拾い上げなかった場合 とび口位置不適 実施要領(共通事項) 8(5)カ.キ.【P28】並びに小型ポンプ操法 5 延長体系図参照【P33】 とび口姿勢不適 実施要領(共通事項) 8(4)ナ. とび口の構え方参照【P26】 経路不適 経路説明図(1) 1・2番員の経路図(放水始め)に逸脱した場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
3 番 員	<p>(1) 吸管操作</p> <p>④の「操作始め」の号令で「よし」と呼唱し、左向けの要領で左に向きを変え（足を引きつけることなく）吸管バンドの位置にいたり、右足を立てた折りひざの姿勢で吸管バンドをはずし、結合金具近くの吸管を両手で腹部まで持ち上げ、②と協力してよじれないようにして結合金具が吸口に結合しやすい位置にくるように搬送してその場に置く。</p>		<p>(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>⑬ 吸管伸長時に、吸管が地面に接した場合は減点する。(「吸管伸長操作不適」)</p> <p>(2 審査細目(3)小型ポンプに関する事項)</p> <p>③ 吸管搬送時は、とび口の柄を跨がないものとし、この動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「吸管伸長操作不適」)</p> <p>⑥ 吸管バンドの取り外しは、確実にするものとし、取り外したバンドが吸管上に残ったままで、吸管操作をおこなった場合は減点する。(「吸管伸長操作不適」)</p> <p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼唱脱落 呼唱を行わなかった場合 ・吸管伸長操作不適 折りひざの姿勢ではなかった場合 吸管を両手で腰部まで持ち上げなかった場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
3 番 員	<p>つづいて吸口に面して吸管左側で折りひざ又は折りひざに準じた姿勢で吸口覆冠をはずし、身体を起こしてから右足で吸管をまたぎ、吸管の結合金具を両手で持つと同時に両足ふくらはぎで吸管をはさみ（両足かかとを接する。）、吸管を吸口に合わせ②の補助で吸口に結合し「よし」と呼唱する。つづいて両手両足を吸管から離し、左足を軸に右足で吸管をまたぎながらストレーナー方向に向きを変えて発進し、吸管中央部左側の位置にいたり、右手は下から左手は上から吸管を左腰部に持ち上げ、</p>		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(2 審査細目(3)小型ポンプに関する事項) ⑥ 吸管バンドを踏みつけた場合は減点する。(「踏みつけ」)</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(行動審査) ・ 吸管投入操作不適 吸管結合金具を両手で持たなかった場合 両足かかとはが接していなかった場合 呼唱を行わなかった場合 吸管を左腰部に持ち上げなかった場合 ストレーナー側に重心をかけた場合</p> </div>
	<p>「よし」と呼唱し左足から2歩半で②と歩調を合わせ吸管投入に便利な位置まで進み、②の投入合図の「よし」で右足を半歩前に踏み出し静かに投入補助する。次いでポンプ方向に向きを変えて発進し、吸管接地部をまたぎ足を計器側に踏み出した姿勢で止まる。</p>	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> <p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項) ⑬ ホースに足が触れた程度では蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触してもよい。</p> </div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(行動審査) ・ 吸管投入操作不適 実施要領(共通事項)8(4)ト. ポンプ側吸管搬送・補助要領参照【P25】 「よし」の合図を行わなかった場合 補助後、吸管を置かなかった(落とした)場合</p> </div>

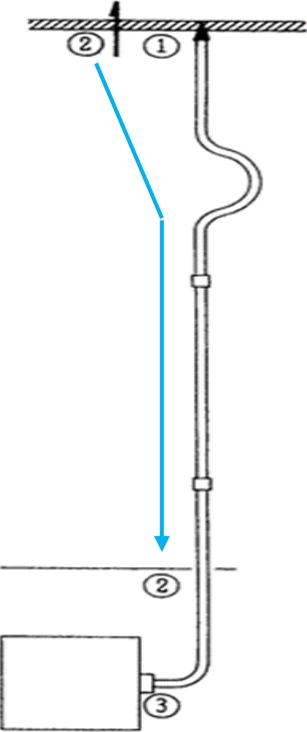
	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
3 番 員	<p>(2) 送水準備 エンジンを始動し真空ポンプレバー等を操作し（計器と放口が反対に位置しているものについては、操作に便利な位置に適宜移動してもよい。）計器に配慮しながら、揚水操作を行う。次いで右足を横に開き余裕ホースに配慮した後、再び火点に向かって姿勢を正し、放水開始の伝達を待つ。</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>⑳ ポンプのボタン式等自動揚水装置は、使用してもよいものとする。なお、使用した場合は、あえて手動揚水動作は必要ない。</p> <p>㉑ 真空時及び筒先閉鎖時、一時的にゲージが圧力0.4MPaを越えてもよい。</p> <p>㉒ 収納以前にエンジンが停止した場合、再始動すること。</p> <p>㉓ 機関員が余裕ホースを配慮する場合は、いったん火点に向いて姿勢を正し、右（左）足を横に開き配慮すること。</p>	<p>(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>② 第1ホース延長時、延長地点を間違え余裕ホースがなくなった場合は減点する。（「第1ホース延長要領不適」、「余裕ホース確保不適」）このような状態であっても、機関操作員はホースに触さずれば、配慮したとみなし減点しない。</p> <p>③ 機関操作員が余裕ホースに配慮する際、第1ホースのよじれ等を修正してもよい。ただし、第2結合金具が移動（引きずり）した場合は減点する。（「踏みつけ、落下、けとばし等」）</p> <p>(2 審査細目(3)小型ポンプに関する事項)</p> <p>① 揚水時、ポンプが著しく動くと減点する。（「揚水操作不適」）</p> <p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>揚水操作不適（機関運用）</u> 圧力計の上昇（真空ポンプの停止）を確認する前に姿勢を正した場合 • <u>予備送水実施</u> 伝達を受ける前に放水を始めた場合 • <u>余裕ホース配慮不適</u> 揚水後、火点方向に姿勢を正す前に配慮を行った場合 • <u>機関監視不適</u> 揚水後、0.4MPaを越えたまま、余裕ホースの配慮を行った場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
3 番 員	<p>(3) 放水開始及び送水操作</p> <p>①の「放水始め」の伝達に右手を垂直にあげて「放水始め」と復唱し、右手をおろして放口側に左足を1歩踏み出し、一方の手で放口コックを全開するまで徐々に開き、同時に計器に配意しながら他方の手でスロットルバルブを操作し、適正圧力を確保した後左足を引きつけ火点に向かって姿勢を正す。</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>⑬ ホースに足が触れた程度では蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触してもよい。</p> <p>⑳ 伝令と復唱は、重複してはならない。(合図も含む)</p> <p>㉓ 標的を落とした後の圧力及び筒先員交替時の圧力を下げてはいけない。</p> <p>㉕ 第1線延長、第2線延長及び放水中止時において、放口コックを全開または全閉する場合は、徐々に開閉するものとし、急速にコックを開閉しないこととする。</p>	<p>(2 審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>㉔ 標的を落とした後や筒先員交替時に、筒先員のふらつき防止や筒先ぶれ防止を目的とするような減圧をした場合には減点する。(ポンプ車の部④番員、小型ポンプの部③番員「規定外圧力送水」)</p> <p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 放水開始の受達不適 右手が垂直ではなかった場合 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 • 送水操作不適 急速にコックを開放した場合 • 規定外圧力送水 送水中に0.4MPaを越えた場合 <p>(総合審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 安全性／操法要領遵守度 規定外圧力送水となった場合

(7) 放水中止

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	<p>合図により火点監視の姿勢から①の方向に向きを変え、姿勢を正して「放水止め」と号令し、各隊員の操作状況を監視し、②が「放水止め」の伝達後、とび口を立てたのを確認して、火点方向に向きを変え鎮圧状況を監視する。</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項) ⑳ 指揮者の火点状況監視・鎮圧状況監視は、目視でもよいものとする。</p> <p>(指導事項) ・とび口を立てたは、とび口の下端部が地面についた時点までとする。</p>	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>号令の不明確、誤り</u> 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 ・<u>監視不適</u> 操作状況の監視時、頭を動かさなかった場合 ②がとび口を立てる前に向きを変えた、または、向きを変えずに『収納』の合図を受けた場合

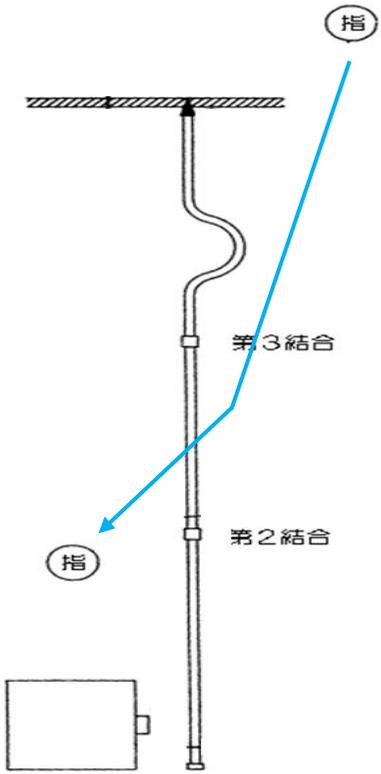
	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
1 番 員	<p>④の「放水止め」の号令で基本注水姿勢からノズル操作（放水開始時のノズル操作参照）を行って放水を中止し「放水止め」と呼唱し、②が③に放水中止の伝達を終わって注水部署にもどり「伝達終了」の合図で右手を筒先から離さないように滑らせながらプレイパイプの中央付近へ移動し、筒先を右腋下にしっかり抱え、ノズルを徐々に開いた後、ノズルを下方に向けて排水し（下向きでノズルを全開にする。）合図によりノズルを完全に閉める。ノズルから左手をプレイパイプ上部に滑らせながら握り替え右手でノズルを握り「よし」と呼唱して左手を離すと同時に左足を右足に引きつけ、筒先を右足ぎわにたてて姿勢を正す。</p>		<p>（2審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項）</p> <p>⑧ 筒先操作員の排水操作終了後、「右手でノズルを握り」とは、右手でノズルを横から握り、右足ぎわに置いて立ち上がるものとする。ただし、姿勢を正したときに、筒先が地面から浮いてしまう場合は、筒先を置いた後、右手でノズルを上から握っても良いものとし、これらの動作が適正に行えなかった場合は減点する。（「排水操作不適」）</p> <p>（行動審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノズル操作要領不適 実施要領（共通事項）8(4)チ、ノズル操作要領参照【P22】 ・復唱の不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 ・排水操作不適 右腋下に抱えていなかった場合 ノズルを全開、全閉しなかった場合 右手でノズルを握る前、または、筒先を右足ぎわにたてた後に呼唱した場合

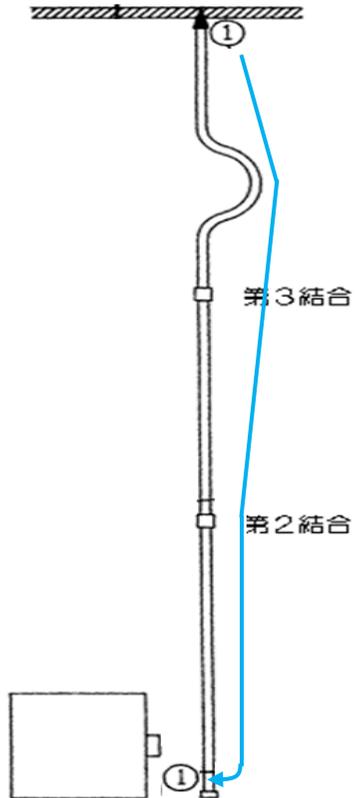
	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
2 番 員	<p>①の「放水止め」の合図で「よし」と呼唱して、とび口をその場に置き、身体を起こして後方に向きを変えて発進し、延長ホースの左側に沿って伝令停止線内の位置で③に相対して停止し、右手を横水平にあげて「放水止め」と③に伝達し、③が復唱の手を下ろした後右手を下ろし、</p>  <p>経路説明図(1) 1・2番員の経路図(放水止め)</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>②① 伝令と復唱は、重複してはならない。(合図も含む)</p> <p>②⑧ とび口を地面に置く時や地面から拾い上げるときは両手(交差してもかまわない)で行う。</p> <p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼唱の脱落、不明確、誤り 呼唱を行わなかった、聞取れなかった、または、誤りがあった場合 伝達要領不適(水利側) 実施要領(共通事項)8(5)カ、参照【P28】 右手が横水平ではなかった場合 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 ③より先、または、同時に右手を下ろした場合 経路不適 経路説明図(1) 1・2番員の経路図(放水止め)に逸脱した場合 	

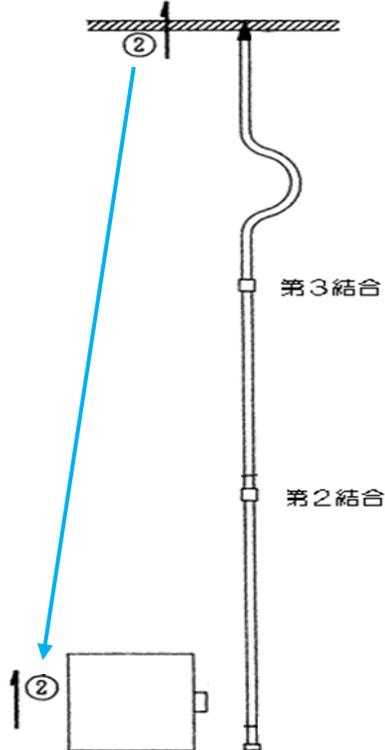
	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
2 番員	<p>回れ右をして（右足を引きつけることなく）発進し、延長ホースの左側に沿って①の1歩後方で停止して、「伝達終了」と呼唱し、進行方向に向きを変え破壊地点にいたり、とび口をとり右足ぎわに立てて姿勢を正す。</p> <p>The diagram shows a vertical path starting from a rectangular box at the bottom labeled '3'. A vertical line goes up to a horizontal line labeled '2'. From there, a blue arrow points up to another '2' label. The path continues up a wavy line to a top horizontal line. A blue arrow points left from the top line to a '1' label, then another blue arrow points left to a '2' label.</p> <p>経路説明図(1) 1・2番員の経路図（放水止め）</p>	<p>（行動審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>伝達要領不適（火点側）</u> 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 ①の1歩後方で停止していなかった場合 破壊地点で停止し、その後足を踏み出した場合 • <u>経路不適</u> 経路説明図(1) 1・2番員の経路図（放水止め）に逸脱した場合 	

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
3 審 査	<p>②の「放水止め」の伝達に右手を横水平に上げて「放水止め」と復唱し、右手を下ろし放口側へ左足を1歩踏み出し、計器に配意しながら一方の手でスロットルバルブを操作し同時に他方の手で放口コックを徐々に閉じて、火点に向かって姿勢を正す。</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項)</p> <p>⑬ ホースに足が触れた程度では蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触してもよい。</p> <p>⑰ 伝令と復唱は、重複してはならない。(合図も含む)</p> <p>⑳ 真空時及び筒先閉鎖時、一時的にゲージが圧力0、4MP aを越えてもよい。</p> <p>㉓ 第1線延長、第2線延長及び放水中止時において、放口コックを全開または全閉する場合は、徐々に開閉するものとし、急速にコックを開閉しないこととする。</p>	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>放水中止の受達不適</u> 右手が横水平ではなかった場合 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 • <u>放水停止要領不適</u> 急速にコックを閉鎖した場合 • <u>機関監視不適</u> 筒先の放水停止時、0、4MP aを越えた場合に、そのまま伝達を受けた場合

(8) 収納

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
<p>指揮者</p>	<p>合図により①の方向に向きを変え「おさめ」と号令し、①が筒先を離脱し、背負うのを確認した後進行方向に向きを変え①とともに発進し、第1線第2ホースをまたいで小型ポンプ方向を向いて待機 指揮位置で停止する。</p>  <p>経路説明図(2) 収納経路図</p>	<p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発進を①とあわせるためには、筒先を背負った後の方向変換から動作をあわせると発進をあわせやすい。 	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 号令の不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 確認不適 筒先の離脱、背負う前に進行方向に向きを変えた場合 指揮位置の不適 小型ポンプの中央正面ではなかった場合 経路不適 経路説明図(2) 収納経路図に逸脱した場合 <p>(総合審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 士気 ①と発進があっていなかった場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
1 番 員	<p>④の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、筒先を第3ホースから離脱し、背負った後④とともに発進し、第1線第1ホースをまたいでポンプ右側をとり折りひざの姿勢で筒先をおろし元の位置に収め、その場に待機する。</p>  <p>経路説明図(2)収納経路図</p>	<p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項) ③ 筒先の取手等を持って走らない。</p>	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼唱の脱落 呼唱を行わなかった場合 筒先離脱要領不適 実施要領(共通事項)8(4)工. 筒先の離脱要領参照【P9】 筒先搬送要領不適 実施要領(共通事項)8(4)ア. 筒先を背負う要領参照【P6】 筒先を持って走った場合 筒先収納不適 実施要領(共通事項)8(4)イ. 筒先をおろす要領参照【P7】 経路不適 経路説明図(2)収納経路図に逸脱した場合 <p>(総合審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 士気 ④と発進があっっていなかった場合

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
2 番員	<p>④の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、とび口を浮かし、回れ右の要領で向きを変えると同時にとび口を左手に持ち替え左腋下に抱え、3番員の待機位置に配慮しながら、火点方向に向きを変え、おおむね待機時の吸管配置位置の中心付近にとび口を収め、その場に待機する。</p>  <p>経路説明図(2)収納経路図</p>	<p>(1 統一事項(4)小型ポンプに関する事項)</p> <p>⑤ とび口収納は、水利側を向いていた り、火点側に向きとび口を置くか、又は 右向け止まれ(開脚)の要領で停止し、 その後火点側に向きとび口を置く。</p> <p>(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに 関する共通事項)</p> <p>⑧ とび口を地面に置く時や地面から拾 い上げるときは両手(交差してもかまわ ない)で行う。</p>	<p>(行動審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 呼唱の脱落 呼唱を行わなかった場合 • とび口搬送要領不適 とび口を浮かせる前に足をさげた場合 左腋下に抱えていなかった場合 • とび口収納不適 ③の待機位置に配慮しなかった場合 火点方向への向きの変え方が異なった場 合 両手で置かなかった場合 • 経路不適 経路説明図(2)収納経路図に逸脱した場合

実施要領		統一事項・指導事項	審査事項
3 番員	⑩の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、左足を1歩踏出し、エンジンを停止した後第1結合を離脱し、ホースを伸長（筒先収納に支障のない位置）させた後、待機位置に移動し、待機する。	（1 統一事項(4)小型ポンプに関する事項） ⑬ ホースに足が触れた程度では蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触してもよい。	（行動審査） ・呼唱の脱落 呼唱を行わなかった場合 ・機関操作不適 エンジン停止前にホースを離脱した場合 ・第1ホース離脱不適 ホースを伸長させなかった場合 筒先収納に支障が生じた場合

(9) 身体、服装の点検

実施要領		統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	待機指揮位置に停止した段階で、負傷の有無及び服装の乱れを点検し整える。		（行動審査） ・服装点検不適 実施要領（共通事項）8(4)ハ. 身体、服装の点検要領参照【P27】 ⑭：最終隊員と同時に点検を開始した場合
各隊員	収納時の位置に停止した段階で、負傷の有無及び服装の乱れを点検し整え、基本の姿勢で待つ。		

(10) 点検報告

実施要領		統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	各隊員の身体、服装の点検後「点検報告」と号令し、各隊員の点検結果の報告に対しそれぞれ「よし」と呼唱して受領する。	(1 統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項) ⑳ 点検報告では、各隊員は指揮者に相対する。指揮者は各隊員の報告に頭を動かして受領する。	(行動審査) ・号令の不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 ・報告受領の不適 報告に対し、頭を動かさなかった場合
各隊員	身体、服装の点検終了後、㊦の「点検報告」の号令で①から③まで順次㊦に相対し、「○番員異常なし」と報告する。		(行動審査) ・不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合

(11) 終了報告

実施要領		統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	待機指揮位置で回れ右をし、審査班長に拳手注目の敬礼を行い「大分県〇市町村消防団小型ポンプ操法を終了しました。」と報告し、拳手注目の敬礼を行った後、回れ右をし各隊員に対して相対する。	(指導事項) ・拳手注目の敬礼を直る時機は、審査班長が手をおろした後とする。また、報告後の拳手注目の敬礼は、審査班長の「よし」の呼唱後に行う。	(行動審査) ・不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合
各隊員	㊦の終了報告中は基本の姿勢で待つ。		

(12) 解散

	実施要領	統一事項・指導事項	審査事項
指揮者	各隊員に対し「わかれ」と号令し、各隊員に答礼し解散させる。		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> (行動審査) ・号令の不明確、誤り 聞取れなかった、または、誤りがあった場合 </div>
各隊員	④の「わかれ」の号令により、一斉に④に相対し挙手注目の敬礼を行い解散する。		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> (行動審査) ・要領不適 訓練礼式の基準に逸脱した場合 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (総合審査) ・士気 他の隊員と動作が揃わなかった場合 </div>

5 延長体系図

